

2-①

2項目目に、「総合計画の方向性について」と題して、箕面市の総合的なまちづくりビジョンについて、質問いたします。

今議会の代表質問では、政策会派として第五次総合計画の総括と今後の箕面市を見える化し、行政・市民が協働で箕面のまちづくりをデザインできるために、第6次箕面市総合計画の策定並びに箕面都市計画マスタープランの改定について、市の見解を質しました。

第5次箕面市総合計画は2011年から2020年までの10年計画です。基本構想は、すべての市民が共有する本市の将来都市像を定め、これを実現するためにめざすまちの姿と基本方向を示すもので、総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものです。また基本計画は、基本構想で示された将来都市像を実現するために必要な政策・施策を総合的・体系的に示すものです。また、計画期間内の達成目標を明らかにし、まちづくりにかかわるすべての主体の役割分担やその達成に向けての取組を示すものです。第6次総合計画を策定するには、少なくとも数年間は必要ですが、市は未だに、第6次総合計画の策定の有無について検討中とのことです。

都市計画マスタープランは1996年に一部改定されましたが、すでに26年が経過しており、内容的に現状との乖離が見られる部分が散見されます。

自治体の総合行政と計画行政について、市民に対して明らかにすることは、市の将来ビジョン、予算配分の優先順位を決める上でも欠かせないと考えます。

(2-①)

第5次総合計画の総括について、2年前、増田議員の一般質問に対する答弁は「手法も含めて検討中」とのことでしたが、市はこの2年間、どのように検討されたのでしょうか。例えば市原市では、総合計画審議会による総括評価を行い、その結果を公開しています。第6次総合計画の策定に着手していない現在、せめて総括評価を行うべきだと考えますが、総括の手法も含めた検討状況、進捗についてご説明ください。

また、総合計画は9割以上の自治体が策定しているようですが、大阪府下や近隣市の策定状況はいかがでしょうか。以上、ご答弁をお願いいたします。

<答弁2-①>

「総合計画」について、ご答弁いたします。

まず、「第五次箕面市総合計画の総括の検討状況」についてですが、総合計画には「安全・安心でみんながいいきき暮らすまち」など5つの「めざすまちの姿」を実現するため、19の基本方向に沿って取組を進め、その実現度合いを測るために合計80の成果指標を設けています。

この成果指標を算出するために必要な、直近の実績データや今年2月に公表された市民満足度アンケート調査の結果などを用いて、最終年度の成果指標の実績値が確定したところで、これを踏まえ、現在、成果や課題などを整理しているところです。今後、これらをまとめ、第五次総合計画の「総括」として公表する予定です。

次に、「大阪府下や近隣市の総合計画の策定状況」についてですが、総合計画の多くは、めざすまちの姿と基本方向を示す「基本構想」と、基本構想を実現するために必要な施策を体系的に示す「基本計画」で構成されていますが、令和3年度時点で大阪府下で基本構想を策定していない市町村は箕面市を含めて2団体、基本計画を策定していない市町村は同様に5団体です。

全国レベルで見ると、同様に総合計画を策定していない団体、地域の特徴を活かして自律的で持続的な社会を創生することを目的とした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を総合計画に替わるものとして、最上位計画に位置づけている団体など、様々な事例が出てきています。

以上でございます。

第5次総合計画策定時には、箕面市民会議において、1年以上かけて市民と市職員とが協議し、提言書をまとめ上げました。それを受けて総合計画策定委員会議において素案を策定し、地域説明会やパブリックコメントを実施したのち、総合計画審議会に諮るという段階を経ました。途中、市長の交代があり、市民会議の提言内容が十分に活かされないという課題を残しましたが、総括をおこなって

いただく際には、このような経過を念頭において、専門家や市民、議会の参画を検討いただき、市内だけでの総括とならないようお願いいたします。

2-②

次に、箕面市都市計画マスタープランの内容について、市は「第5次総合計画がめざすまちづくりの方向性と差異はなく、いまだ色あせるものではない」との見解です。しかし、人口動態は変化し、市の施設の整備計画が終了したものや、「余野川ダムの建設推進」など変更になった方針が散見されるのではないのでしょうか。例えば船場地区（中部地域）は、「ファッションに関する情報・文化性等のポテンシャルを活かしたファッションコミュニティゾーンに位置づけられ」ています。さらに「みのおライフプラザの整備」も挙げられ、「保健・医療・福祉の総合的なサービス施設を整備し、乳幼児からお年寄りまで全ての人々が、健康で安心して暮らせるための保健福祉サービス拠点」と記されていますが、これは、「今も色あせないまちづくりの方向性」であるといえるのでしょうか。個々の計画では、例えば福祉施策における「住宅の整備確保」について、「公営住宅の改善など、高齢者、障害者等の利用に配慮した住宅の整備を進める」とありますが、この方針は、今も生きているのでしょうか。

また「都市計画マスタープランの一部とみなされる立地適正化計画を策定していることから、現時点において都市計画マスタープランの見直しは必要ない」というのが市の見解ですが、立地適正化計画は「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方で、総合計画や都市計画マスタープランとの整合性が図られるものではないのでしょうか。（法第81条第9・10項）その意味で、やはり第6次総合計画を策定すべきであると考えますがいかがでしょうか。

総合計画は、予算編成、行政評価、組織編成や種々の個別計画などと一体的に連動させ、「総合的な行政マネジメントを行い、行政経営の管理ツールとして運用していく」こと等が大事であると考えています。

また藤沢市では、総合計画を策定していませんが、市政運営の総合的な指針として「総合指針」を策定しています。長期的は計画を立てても、環境の変化が厳しい中で実効性の確保が困難であるため、総花的で形骸化を回避するために、市政全体をとらえた中で、重点的な取り組みを明確化するという結論に至ったそう

です。

多治見市では、市長任期ごとに総合計画の見直しが、行われています。また、策定にあたっては、課題の抽出を行い、人口推計や財政状況も併せて市ホームページなどで公開し、市民・職員・議会の参画により、活発な議論が行われているそうです。

以上「市の将来ビジョンを定め、多様な計画との整合性を図り、予算配分の優先順位を決める、そして行政経営の管理ツールとして運用される総合計画、または総合指針について、市のお考えをお伺いします。

< 2 - ②答弁 >

「都市計画マスタープランの方針等」について、ご答弁いたします。

まず、「都市計画マスタープランの方針」についてですが、都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づくもので、市町村の都市計画に関する基本的な方針の通称であり、これまで本方針に基づいて、まちづくりを進めてきました。すでに整備が完了した施設もありますが、本方針は、あくまで本市の都市計画の大きな方向性を示すもので、個別の事象に応じて、即座に見直すものではありません。また、各分野ごとに個別計画いわゆる各種マスタープランも都市計画マスタープランと整合するよう策定しており、この計画に基づいて事業を進めることができるため、現時点において直ちに都市計画の大きな方向性を示す都市計画マスタープランを見直す必要はないと考えています。

次に、「立地適正化計画との整合性」についてですが、都市再生特別措置法第81条第17項に基づき、市町村の総合計画、都道府県の都市計画マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれたものでなければならないとされていることから、本市の立地適正化計画についても、本規定に基づいて策定しています。

また、都市再生特別措置法第82条には、法定事項が記載された立地適正化計画が法定の手続きにより公表されたときは、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされるともされています。

なお、次期総合計画の策定については、先の代表質問や、これまでの一般質問でのご答弁のとおり、鉄道延伸をはじめとしたプロジェクトによるまちの姿の変化

や、コロナ禍による人々の生活スタイルやニーズの変化の先などを見極めた上で、策定するか否か、検討していく考えに変わりはありません。

次に、「総合計画を行政経営の管理ツールとすること」についてですが、総合計画が長期間の計画であること、計画内容の変更に時間を要することから、環境の変化に即時に対応することが難しく、議員ご提案の総合計画を行政経営の管理ツールとするような活用方法は不向きであると考えています。昨今の自然災害の多発や、新型コロナの影響により、これまで想像もしていなかった大きな変化が多方面に生じていることは議員もご承知のことと存じます。

行財政運営にあたっては、さまざまな分野で策定している多種多様な行政計画を足元に、直近の事業実績や最新の社会経済情勢なども見極めながら、行政評価や予算編成を行っており、これらにかかる議会審議を通じ、適切に実施できているものと考えています。

以上でございます。

今回、総合計画の意味や意義、将来のまちづくりビジョンや住民参加などについて、市の考えをあらためて確認させていただきました。

地域社会の変化や様々な課題に対応するのが難しい昨今であるからこそ、行政運営のために自治体の最上位の計画として、市のあり方や政策のベースとなる将来ビジョンを示す必要があると考えています。これは、地域課題の複雑化に対応するための市民協働を進めるうえでも大切ではないでしょうか。

そして市の財源の優先順位を明確にすること、そのためには計画策定時の市民参画や市民合意、市民への分かりやすい説明が欠かせないと考えています。

都市計画マスタープランの一部として立地適正化計画を策定されていますが、この計画は議会や市民の参画なしに策定され、その内容についてもほとんどの市民は知らないのではないのでしょうか。

またご答弁では、総合計画を策定するかどうかは「鉄道延伸後のまちの変化や、コロナ禍による人々の生活スタイルやニーズの変化の先などを見極めた上で」とありました。第5次総合計画の期間が終了し、既に2年経っています。策定するには2、3年は必要だと思われます。コロナ禍は、コロナ以前から厳しい状況にある人々の姿を浮き彫りにしました。今からでも市が政策的に取り組んでいくべき

ことは一定、明確になっているのではないのでしょうか。また今後も新たな変化が尽きないかもしれません。鉄道延伸後のまちの変化についても、まちの大きな変化があるからこそ、総合的な計画や指針が必要ではないのでしょうか。

また計画の見直しや変更に時間をかけることについて、それを不合理と考えるか、丁寧なまちづくりを行うための必要なものであると考えるかは、意見が分かれるところです。即時に施策決定ができるということは、裏を返せば場当たりのになることが懸念されるということでもあります。

かつては、総合計画などの長期計画は、先がみえないなかで策定する計画なので、あまり意味がないというふうを考える傾向があったと思います。今では先進市においては、さまざまな調査や分析を行い、まちづくりの大きな方向性、そして具体的目標や実施方法を示す計画策定に取り組まれています。

総合計画自体を古い概念で捉えるのではなく、有用性のある計画策定を検討していくことが大事なのではないか、と考えます。

今後、限られた財源を、総合計画の PDCA サイクルのなかで取組んでいくなかで、政策形成に繋いでいくことが大切だと考えます。そのための策定手法の研究や、市民協働のあり方など、今後も議論していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。